

日本材料学会セラミック材料部門委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、公益社団法人日本材料学会セラミック材料部門委員会という。英文では、JSMS Committee on Ceramic Materials と称する。

(目的および事業内容)

第2条 本委員会は、セラミック材料に関する調査・研究を通じて、学術の発展および技術の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本委員会は、次の事業を行う。

- 1 セラミック材料に関する調査・研究
- 2 セラミック材料に関する研究講演会、発表会、討論会、見学会

第4条 本委員会は、小委員会、分科会、ワーキンググループをおくことができる。

(入会の方法)

第5条 本委員会活動に参加しようとするものは、原則として、以下の条件を満たさなければならない。

- 1 法人委員の場合は、所属の事業所あるいは会社が本会の賛助会員であること
 - 2 個人委員の場合には、本人が本会正会員であること
- 本委員会への入会には、委員会の承認を必要とする。

(委員長・運営にあたる委員、選出方法、任務と任期)

第6条 本委員会に委員長1名および幹事若干名をおく。

第7条 委員長は、幹事会において候補者を選出し、委員会で承認を得て決定する。

第8条 委員長は、委員会を統括し、委員会および幹事会を招集し、その議長を務める。幹事は、委員会の運営にあたり、委員長を補佐する。

第9条 委員長・運営にあたる委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議と開催頻度)

第10条 本委員会の運営に関する重要事項は、幹事会で審議し、委員会の承認を得る。委員会は年1回以上開催する。

(会計)

第11条 本委員会の経費は、本部からの繰入金および委員会費等をもってあてる。

(本規程の改正)

第12条 本規程の改正には、本委員会の議決をえて理事会に提出のうえ承認を得なければならない。

附則1 本委員会は、昭和54年6月に設置された。

附則2 本規程は、平成12年2月14日から施行する。